

鯖江市
介護予防拠点整備事業
募集要項

令和 7 年度
健康福祉部長寿福祉課

1 公募の趣旨

鯖江市では、身近な地域で誰もが気軽に集まれる居場所「つどいの場」を拡充し、高齢者が地域の中でつながりながら、健康で生きがいのある活動的な生活が送れるよう「高齢者福祉計画・第9期介護保険事業計画」に基づき、介護予防拠点整備事業を進めていきます。

この拠点施設の整備を計画的に進めるにあたって、令和7年度において介護予防拠点を整備する事業者を募集します。

※募集する施設整備等にかかる補助金については、県が設置する地域医療介護総合確保基金を活用した補助事業における補助金の活用を見込んでいるため、県の決定によっては、補助金が交付されない場合や補助金額が従来と比べ大幅に減額となる可能性がありますので、予め御理解ください。

2 募集内容

(1) 整備区域：鯖江市全域

(2) 施設の種別：介護予防拠点

※過去に当補助事業を含む補助金等の交付を受けた施設は除く。

※市の所管施設は除く。

※町内の自治会活動、観光等が主たる目的である施設は除く。

(3) 補助上限金額：1施設あたり971万円

※当該年度予算の範囲内で補助する。

※介護予防活動の実施にかかる部分の工事費用のみ補助対象とする。

※中古品、消耗品、備品（家具や家庭用エアコン等施設と一体的でないもの）の購入に係る費用は補助対象外とする。

3 交付要件

当補助事業により整備が実施された場合は、介護予防拠点として以下のことを実施することとする。

(1) 介護予防活動（健康寿命ふれあいサロン等）を月2回以上開催すること。

(2) 介護予防活動の参加人数の増員に努めること。

(3) 介護予防活動等を通じて地域交流を図る事業や、高齢者や子どもとの世代間交流、共生を目指す事業を積極的に実施すること。

(4) 毎年度、介護予防活動の実績について報告すること。

4 応募資格および条件等

- (1) 応募者は整備等を行う当該施設の管理者であること。
- (2) 工事費を支払う財源が確保されていること。
- (3) 整備等を行う土地、建物が確保されていること。
- (4) 建物については、都市計画法、建築基準法、消防法等の関連する法令等の基準を満たしていること。
- (5) 令和7年度中に工事に着手し、年度内に工事完了すること。（工事完了には事業者から工事業者への工事費の支払いを含む。）
- (6) 改修工事等は、原則として市内業者（市内に本店または営業所を有している業者）に発注するものとする。

5 申請方法

申請書類等を長寿福祉課の窓口に提出する。郵送は不可とする。

（提出前に必ず課にメールをして、訪問日の確認をしてください。）

(1) 申請書類等

- ① 介護予防拠点整備事業申請書および計画書(R6 実績と R7 予定)
※様式は鯖江市ホームページからダウンロードしてください。
- ② 工事施工見積書
※内訳明細は大・中項目程度のものを添付
※平面図、立面図、設計書等工事内容がわかる資料を添付
- ③ 現況の写真（写真には工事箇所がわかるように記載すること）
- ④ その他市長が必要と認める書類

(2) 留意事項

- ① 申請にかかる費用は、事業者の負担とする。
- ② 申請書類等の提出部数は全て2部ずつ（県と市の保管用）とする。
- ③ 申請書類等は、原則縦型のA4版とする（図面等やむを得ないものは横型のA3版も可とするが、折りたたんで提出すること。）
- ④ 提出された申請書類等は返却しないので、予め事業者の控えを所持しておくこと。
- ⑤ 申請金額についての募集受付締切後の修正は、原則認めない。

6 募集期間（提出期限）

令和7年4月1日(火)から5月30日(金)まで

受付：午前8時30分～午後5時15分

（ただし、土曜・日曜・祝祭日は除く）

7 公募事業者の選定

- ① 審査は、書類確認および現地調査にて行います。
- ② 事業候補者の決定については、審査結果に基づき通知します。なお、審査等の結果、該当事業者なしとする場合があります。
- ③ 応募者がいなかった場合もしくは該当事業者がなかった場合は、再度公募を行うことがあります。

8 事業スケジュール

- | | |
|---------------|-------------|
| (1) 令和7年4月1日 | 事業候補者募集受付開始 |
| (2) 令和7年5月31日 | 事業候補者募集受付締切 |
| (3) 令和7年6月中 | 申請施設の現地調査 |

~~~~~

※以下については、申請状況により時期未定

- |             |                                                                                                         |
|-------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| (4) 令和7年9月  | 当落結果(内示額)の通知<br>⇒補助金交付申請様式の提出依頼<br>※工事金額が130万円を超える場合は本見積書の他、追加で2社参考見積書の提出が必要。                           |
| (5) 令和7年11月 | 補助金交付決定通知(工事着工許可)<br>↓工事完了後<br>実績報告関係書類の提出<br>※工事費に対する領収書の添付が必要。<br>※工事内容によっては消防署の消防用設備等<br>検査済証の添付が必要。 |

## 9 事業に関する質問の受付等

質問は、募集受付期間内に窓口訪問もしくはEメールにて受け付けます。  
電話での問い合わせは受けません。

※広く周知が必要だと判断された質問については、市の事業に関するホームページにおいても回答します。

## 10 提出・問合せ先

〒916-8666 福井県鯖江市西山町13番1号

鯖江市健康福祉部長寿福祉課 高齢福祉グループ

電話：0778-53-2219

メールアドレス：SC-ChojuFuku@city.sabae.lg.jp

※市のホームページの問い合わせフォームからの問い合わせも可。